

鳥取県公報

訓

令

鳥取県公報

目次

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当たるときは、その翌日)

- ◇告示
- 鳥取県文書事務処理規程の一部を改正する訓令

- ◇公安告示
- 健康保険法による保険医の登録

- ◇人委規則
- 鶏等の移入を禁する区域
- 米飯提供業者の登録
- 新たに行なおうとする土地改良事業の認可
- 指定施業要件指定予定の保安林
- 鳥取県當土地改良事業分担金徴収規程の一部改正
- 風俗営業等取締法による聴聞の実施
- 職員の任用に関する規則の一部を改正する規則
- 職員の任用に関する権限の委任に関する規則

課名記号表					
総務部	秘書課	企画室	企	商工指導課	一部を次のように改正する。 令達先を削る。
総務管財課				工業開発課	
広報文書課				労政課	
人事課				職業安定課	
職員厚生課				失業保険課	
財政課	厚文		人職厚	職業課	
地方課				農光課	
統計課				農企課	
厚生部				農業園芸課	
婦人兒童課				検査課	
保険課				農業經濟課	
国民年金課				造林課	
衛生課				畜産課	
予防課				畜糞課	
商工労働部				農園芸課	
耕作地課				水産課	
農地開拓課				造林課	
耕地課				畜糞課	
農開水課				農園芸課	
農園栽培課				農業經濟課	
農園栽培課				造林課	
農園栽培課				畜糞課	
農園栽培課				農園芸課	
農園栽培課				造林課	
農園栽培課				畜糞課	
農園栽培課				農業經濟課	
農園栽培課				造林課	
農園栽培課				畜糞課	
農園栽培課				農園栽培課	
農園栽培課				農園栽培課	



第一、個人で測量上試験地より測量上補試験を受けようとする場合は、それされる交換駕（添付書類を含む。）を提出すること。
二、受験料の受け取扱後は、受験地の管理は認めない。

昭和41年1月28日

金曜日

鳥取県公報 第3702号

昭和41年1月28日 金曜日

鳥取県公報 第3702号

2

昭和41年1月28日 金曜日

鳥取県公報 第3702号

2

この訓令は、昭和四十一年一月二十八日から施行する。

昭和四十一年一月二十八日

告示

鳥取県告示第三十二号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定により、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和四十一年一月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号	登録年月日	氏名	名称又は屋号
八振第七二号	昭四一、一、七	井上 英俊	やじきた
七三一	桑田 文博	あや寿し	
米振第一七二	山本松太郎	勝部 喜代	勝部
一七三	山本食品加工有限公司	苔煌	留園
一七四			

登録番号	登録年月日	氏名	名称又は屋号	住 所	営業所の所在地
八頭郡郡家町大字宮谷一九六ノ六				八頭郡郡家町大字郡家	
船岡町大字坂田三六四					
米子市角盤町二丁目一五				米子市朝日町三三一	
花園町五六					
紺屋町					

鳥取県告示第三十四号

食糧管理法施行規則（昭和二十二年農林省令第百三号）第三十五条の四第一項の規定に基づき、次のとおり米飯提供業者の登録をしたので、同規則同条第四項の規定により告示する。

昭和四十一年一月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第三十五号

江北土地改良区から申請のあつた新たに行なおうとする土地改良（区域整理）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第一項の規定に基づき、昭和四十一年一月二十八日認可したので、同法同条第八項の規定により告示する。

昭和四十一年一月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第三十六号

次の保安林について、指定施設要件を指定する予定であるから、森林法の一部を改正する法律（昭和三十七年法律第六十八号）附則第七条第二項において準用する森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十一年一月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第三十七号

次の保安林について、指定施設要件を指定する予定であるから、森林法の一部を改正する法律（昭和三十七年法律第六十八号）附則第七条第二項において準用する森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十一年一月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第三十八号

次の保安林について、指定施設要件を指定する予定であるから、森林法の一部を改正する法律（昭和三十七年法律第六十八号）附則第七条第二項において準用する森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十一年一月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第三十九号

指定施設要件指定予定保安林の所在場所

日野郡日野町

立木の伐採の方法

- 1 主伐は、禁止する。
- 2 問伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

三 指定施設要件

(1) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、禁止する。
- 2 問伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び日南町役場に備え置いて総覽に供する。)

鳥取県人事委員会規則第二号	鳥取県人事委員会委員長 青 戸 卉 午
職員の任用に関する規則の一部を改正する規則	
四 鳥取県内の市町村立学校職員給与負担法第一条に規定する事務職員（以下「県費負担事務職員」という。）の職に現に任用されている者をもつて補充しようとする他の地方公共団体の県費負担事務職員の職若しくは職員（県費負担事務職員を除く。以下本号において同じ。）の職又は職員の職に現に任用されている者をもつて補充しようとする県費負担事務職員の職で、その者が任用されている職と同等以下と人委員会が認める職	この規則は、公布の日から施行する。
附・則	この規則は、公布の日から施行する。
職員の任用に関する権限の委任に関する規則をここに公布する。	職員の任用に関する権限の委任に関する規則をここに公布する。
昭和四十一年一月二十八日	昭和四十一年一月二十八日
鳥取県人事委員会委員長 青 戸 卉 午	鳥取県人事委員会規則第二号

鳥取県人事委員会規則第二号	鳥取県人事委員会委員長 青 戸 卉 午
職員の任用に関する規則の一部を改正する規則	
四 鳥取県内の市町村立学校職員給与負担法第一条に規定する事務職員（以下「県費負担事務職員」という。）の職に現に任用されている者をもつて補充しようとする他の地方公共団体の県費負担事務職員の職若しくは職員（県費負担事務職員を除く。以下本号において同じ。）の職又は職員の職に現に任用されている者をもつて補充しようとする県費負担事務職員の職で、その者が任用されている職と同等以下と人委員会が認める職	この規則は、公布の日から施行する。
附・則	この規則は、公布の日から施行する。
職員の任用に関する権限の委任に関する規則をここに公布する。	職員の任用に関する権限の委任に関する規則をここに公布する。
昭和四十一年一月二十八日	昭和四十一年一月二十八日
鳥取県人事委員会規則第二号	鳥取県人事委員会規則第二号

鳥取県告示第三十八号	鳥取県営上地改良事業分担金徴収規程（昭和三十三年七月鳥取県告示第三百二十一号）の一部を次のように改正し、昭和四十年度分の分担金から適用する。
第二条 条例第三条第二項の規定による分担金の賦課基準は、次のとおりとする。（分担金の賦課基準）	
昭和四十一年一月二十八日	昭和四十一年一月二十八日
鳥取県知事 石 破 二 朗	鳥取県知事 石 破 二 朗
第三種郵便物認可	第三種郵便物認可
鳥取県公報 第3702号	鳥取県公報 第3702号

ばならない。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 警察官の昇任に関する権限の委任に関する規則（昭和二十九年九月鳥取県人事委員会規則第十八号）は、廃止する。

鳥取県公報

告 示 目 次

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当たるときは、その翌日)

告示

鳥取県告示第十二号

次の件を付議するため、昭和四十一年一月二十一日臨時県議会を鳥取市に招集する。

昭和四十一年一月十四日

鳥取県知事 石破二朗

- 一 昭和四十年度鳥取県一般会計補正予算
- 一 昭和四十年度鳥取県営印刷事業特別会計補正予算
- 一 昭和四十年度鳥取県営林事業特別会計補正予算
- 一 昭和四十年度鳥取県営境港水産施設事業特別会計補正予算
- 一 昭和四十年度鳥取県病院事業会計補正予算
- 一 職員の給与に関する条例等の一部改正について

